



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *65 和歌山県公益認定等審議会条例の施行期日を定める規則 (総務学事課)
- 告示
 - 1242 東牟婁振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総合防災課)
 - 1243 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 1244 " (")
 - 1245 生活保護法による介護機関の指定 (")
 - 1246 " (")
 - 1247 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
 - 1248 " (")
 - 1249 " (")
 - 1250 平成20年度第2回登録販売者試験の実施 (薬務課)
 - 1251 保安林の指定の解除 (森林整備課)
 - 1252 保安林の指定 (")
 - 1253 " (")
 - 1254 " (")
 - 1255 " (")
 - 1256 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間 (資源管理課)
 - 1257 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 1258 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部)
 - 1259 " (")
- 訓令
 - *28 職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令 (監察査察室)
- 公告
 - 入札公告 (総合防災課)
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
 - " (")
- 正誤
 - 平成20年8月29日付け和歌山県報第1990号和歌山県公安委員会規則第12号中

和歌山県公益認定等審議会条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公益認定等審議会条例の施行期日を定める規則

和歌山県公益認定等審議会条例(平成20年和歌山県条例第1号)の施行期日は、平成20年9月22日とする。

告 示

和歌山県告示第1242号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、東牟婁振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
東牟婁振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務
 - (2) 業務の内容等
仕様書による。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項
この競争入札に参加することができる者は、平成20年9月19日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
 - (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
 - (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
 - (6) 県が定める仕様書に基づき適正に業務を遂行することができることと認められる業務計画書を提出する者であること。

規 則

和歌山県規則第65号

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 使用印鑑届
- オ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては直近1年度分の市町村民税）
- キ 誓約書
- ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- ケ 本委託業務に係る業務計画書
- コ 申告書

(2) (1) のア、イ、エ、キ、ク、ケ、コに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年9月19日（金）から平成20年10月3日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の9時から17時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類等について質問がある者は、平成20年10月3日（金）17時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年9月19日（金）から平成20年10月3日（金）までの休日を除く日の9時から17時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁南別館3階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2271
ファクシミリ番号 073-422-7652

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年10月10日（金）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1) の説明は、平成20年10月16日（木）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、平成20年10月22日（水）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	ヘルパーステーションいちご	伊都郡かつらぎ町佐野913	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.4.19
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	訪問看護ステーションあしたば	伊都郡かつらぎ町佐野913	訪問看護・介護予防訪問看護	平成19.4.19

和歌山県告示第1244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）

により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日

社会福祉法人太陽福祉会	日高郡美浜町和田1138	ヘルパーステーション あおぞら	御坊市湯川町財部726-9	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 20.5.31
-------------	--------------	--------------------	---------------	-------------------	---------------

和歌山県告示第1245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	ヘルパーステーションいちご	伊都郡かつらぎ町佐野799	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 19.4.20
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	訪問看護ステーションあしたば	伊都郡かつらぎ町佐野799	訪問看護・介護 予防訪問看護	平成 19.4.20

和歌山県告示第1246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人太陽福祉会	日高郡美浜町和田1138	ヘルパーステーションあおぞら	御坊市蘭27-3	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 20.6.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	小規模多機能型居宅介護 風の家	紀の川市粉河951-1	小規模多機能型 居宅介護・介護 予防小規模多機能 型居宅介護	平成 20.9.1

和歌山県告示第1247号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
なごみ薬局	東牟婁郡那智勝浦町大字朝日1丁目61番地	-	尾鷲俊和	平成 20.9.1

和歌山県告示第1248号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
紀伊調剤薬局	和歌山市北野306	森本正昭	平成 20.9.1

和歌山県告示第1249号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項

の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり

公示する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

平成20年9月19日

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
なごみ薬局	東牟婁郡那智勝浦町朝日1丁目61番地	尾鷲俊和	平成20.9.1

和歌山県告示第1250号

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成20年度第2回登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験期日及び時間

平成21年2月1日（日）

午前10時から午後3時まで

2 試験場所

和歌山市内

3 受験申込書の手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成20年10月27日（月）から11月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間にイに掲げる場所で配布する。

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。）

(2) 提出期間

平成20年11月10日（月）から同月21日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に(3)に掲げる場所で受け付ける。

ただし、郵送による場合は、平成20年11月21日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問い合わせ先

薬務課及び県立保健所（支所を含む。）

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

和歌山県告示第1251号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町月野瀬

字白木谷410の2

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1252号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字平瀬1767の1、1774の7、1774の8

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平瀬1767の1・1774の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1253号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字粟生字西大和杉987の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字西大和杉987の1(次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
 ない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
 る標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
 及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町
 役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1254号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に
 より、次のように保安林の指定をする。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字十郎屋敷87
 2、字スクノ谷932、932の1、933から937まで、1875から18
 86まで、1888から1892まで、字平淵西ベラ1867の1、1868
 の1、1869の1、1870の1、1871の1、字谷口山1872から1874
 まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
 る標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県
 庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧
 に供する。)

和歌山県告示第1255号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に
 より、次のように保安林の指定をする。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町小森川字奥番453

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
 定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県
 庁及び東牟婁振興局並びに古座川役場に備え置いて縦覧に
 供する。)

和歌山県告示第1256号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)
 第8条第2項(第21条第3項において準用する場合を含む。)
 の規定により、瀬戸内海に根拠地を有する小型機船底びき
 網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を平成20
 年10月3日から平成20年10月14日までと定めた。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1257号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号
 の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定 番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3003	海南市阪井字 池目655-3の 一部、638-2 の一部、642- 1の一部、64 9-4の一部、6 55-4の一部、 里道・水路	海南市椋木89 番地 高田産業株式 会社 代表取締役 高田謙蔵	平成 20.9.5	6.00	75.20

和歌山県告示第1258号

和歌山県警察運転免許業務端末等の賃貸借及び構築委託
 業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
 める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」とい
 う。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手
 続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第
 10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察運転免許業務端末等の賃貸借及び構築委

<p>託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県警察本部警務部会計課 和歌山市小松原通一丁目1番地1</p> <p>3 落札者を決定した日 平成20年8月8日</p> <p>4 落札者の氏名及び所在地 JECC/NECコンソーシアム (代表となる団体) 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 (構成員) 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号</p> <p>5 落札金額 42,029,400円(うち消費税及び地方消費税の額2,001,400円)</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 特例政令第6条の公告を行った日 平成20年6月27日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第1259号</p> <p>和歌山県警察情報管理システム端末装置の賃貸借及び構築委託業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。</p> <p>平成20年9月19日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 落札に係る特定役務の名称及び数量 和歌山県警察情報管理システム端末装置の賃貸借及び構築委託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県警察本部警務部会計課 和歌山市小松原通一丁目1番地1</p> <p>3 落札者を決定した日 平成20年8月8日</p> <p>4 落札者の氏名及び所在地 JECC/NECコンソーシアム (代表となる団体) 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 (構成員) 日本電気株式会社</p>	<p>東京都港区芝五丁目7番1号</p> <p>5 落札金額 38,865,120円(うち消費税及び地方消費税の額1,850,720円)</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 特例政令第6条の公告を行った日 平成20年6月27日</p> <hr/> <p style="text-align: center;">訓 令</p> <hr/> <p>和歌山県訓令第28号</p> <p style="text-align: right;">庁中一般 各地方機関</p> <p>職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成20年9月19日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令 職員賞罰審査委員会規程(昭和42年和歌山県訓令第99号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第5項中「、監察査察監」を削る。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成20年9月19日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">公 告</p> <hr/> <p style="text-align: center;">入 札 公 告</p> <p>東牟婁振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。</p> <p>平成20年9月19日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 業務の名称 東牟婁振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務</p> <p>(2) 業務委託内容 仕様書による。</p> <p>(3) 業務期間 契約締結日から平成21年3月31日まで</p> <p>2 競争入札参加者の資格に関する事項 平成20年和歌山県告示第1242号に規定する委託業務に係る競争入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山県総務部危機管理局総合防災課</p>
---	--

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2271

ファクシミリ番号 073-422-7652

(2) 期間

平成20年9月19日(金)から平成20年10月3日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の9時から17時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

3の(1)に同じ。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

東牟婁振興局2階会議室

新宮市緑ヶ丘2-4-8

イ 入札日時

平成20年10月27日(月)14時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当す

ることができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加停止措置を受けて入札参加停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県庁南別館3階
 郵便番号 640-8585
 電話番号 073-441-2271
 ファクシミリ番号 073-422-7652

(2) 東牟婁振興局総務企画室

新宮市緑ヶ丘2-4-8
 郵便番号 647-8551
 電話番号 0735-21-9605
 ファクシミリ番号 0735-21-9639

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田川町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
 吉備都市計画公園（2・2・4号 有田川町明王寺公園）
- 2 縦覧場所
 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田川町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
 吉備都市計画下水道（有田川町公共下水道）
- 2 縦覧場所
 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成20年8月29日付け和歌山県報第1990号和歌山県公安委員会規則第12号中

ページ	段	誤	正
2	左	橋本市小田原	橋本市小原田